

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください！

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、役場住民課、または草津社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除される一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の方は、一部納付しなければならない保険料の納付がなければ未納と同じ取り扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

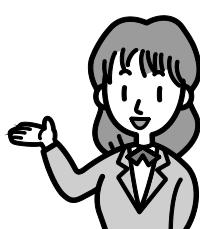
学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認される

と保険料が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

平成19年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予制度が承認された方で、申請時に平成20年度以降も引き続き同じ全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きは不要です。

ただし、退職や被災等の特別の事情により承認された場合を除きます。また、世帯構成等に変更があった場合も改めて申請手続きが必要です。

*申請の手続きには、年金手帳・印鑑をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証も併せてお持ちください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑤7784
草津社会保険事務所 国民年金業務課
0771-5671-2220

社会保障への 被扶養者認定手続きを お勧めします

社会保障等の被扶養者に 認定されたら…

国保は加入人数によって保険税が増減しますが、社会保障は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

国保喪失の手続きも必要になります。
・新しく扶養となつた社会保険被保険者証
・国民健康保険証
・印鑑

をご持参のうえ、役場住民課へ届け出してください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑤7784

社会保障等の扶養に なった時の利点は…

勤務先の社会保険に被扶養者として加入できる場合がありますので、該当する方がおられましたら、被扶養者認定の手続きをお勧めします。

ただし、この基準は一般的ですから、勤務先の社会保険によつては扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ ⑤6571 有線⑤7784